

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 13 年 12 月 26 日・東京都規則第 261 号

1 概要

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部改正（平成 13 年 12 月 26 日・東京都条例第 118 号）に伴い、規定を整備したものである。具体的改正内容は、次のとおり。

(1) 名称変更

規則別表中の「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

(2) 規則別記様式の改正

ア 申請・届出様式の改正

条例別表第 7（工場及び指定作業場に適用する規制基準）4 汚水」の部のうち、「(1) 有害物質に係る基準」にほう素、ふっ素等が追加され 24 項目が 26 項目に改正されたこと、「(2) 有害物質、窒素含有量及び燐（りん）含有量を除く項目に係る基準」から弗（ふっ）素含有量の項目が削除されたことに伴い、工場設置（変更）認可申請書（別記第 7 号様式）指定作業場設置（変更）届出書（別記第 16 号様式）の別紙の備考欄を改める。

イ その他所要の改正

2 施行期日

平成 14 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課計画係

直通電話 03(5388)3481

都庁内線 42-325